

令和6年

第6回6月定例教育委員会議事録

令和6年6月26日

大野城市教育委員会

## 次 第

- 1 招集日時
  - 招集日 令和6年6月26日
  - 開会時間 午前10時45分
  - 閉会時間 午前11時25分
- 2 招集の場所 大野城市役所 本館4階 全員協議会室
- 3 会議次第
  - (1) 開会
  - (2) 議事録署名委員の指名
    - 令和6年第5回議事録の署名委員 藤河 久美 委員
    - 令和6年第6回議事録の署名委員 佐藤 友恵 委員
  - (3) 議事
    - 第20号 大野城市奨学資金条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
    - 第21号 大野城市いじめ問題対策連絡会議委員の委嘱について
    - 第22号 大野城市社会教育委員の委嘱について
  - (4) 教育長報告 なし
  - (5) 報告 なし
  - (6) その他
    - ①子どもたちの「いのち」を守る研修会について
    - ②教育長の業務報告（5月～6月）
    - ③教育委員会の主な行事・業務の予定（7月）
  - (7) 閉会
- 4 出席した委員等 伊藤 啓二（教育長） ・ 松本 民仁 ・ 高野 英機  
山口 典子 ・ 藤河 久美 ・ 佐藤 友恵
- 5 欠席した委員 なし
- 6 出席した職員

教 育 部 長	若山 純哉
教 育 政 策 課 長	光野 直隆
教 育 振 興 課 長	松岡 真彦
教 育 支 援 課 長	山崎 栄子
教育支援課主幹指導主事	平井 源樹
ス ポ ー ツ 課 長	甲斐 めぐみ
ス ポ ー ツ 課 長	中原 英貴

教育政策課係長	川口	司寛
教育政策課担当	吉富	咲紀
教育政策課担当	橋本	由美

7 会議の書記

教育政策課担当	橋本	由美
---------	----	----

午前10時45分 開会

○伊藤教育長

それでは、ただいまから令和6年6月定例教育委員会を開会いたします。

本日、傍聴の申込みはありません。

〔議事録署名委員の指名〕

○伊藤教育長

それでは、次第の2、議事録署名に入ります。前回の5月定例会にて藤河委員にお願いをしておりましたので、署名をお願いいたします。

それでは、今回の議事録の署名については佐藤委員にお願いをいたします。次回の委員会においてご署名をお願いいたします。

〔議事〕

○伊藤教育長

それでは、次第の3、議事に入ります。

〔第20号議案 大野城市奨学資金条例施行規則の一部を改正する規則の制定について〕

第20号議案、大野城市奨学資金条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、光野教育政策課長、説明をお願いします。

○光野教育政策課長

それでは、第20号議案、大野城市奨学資金条例施行規則の一部を改正する規則の制定について説明をさせていただきます。

1ページをお願いいたします。下段に理由といたしまして、「奨学資金について応募者数を増やすため、別表の資格要件を見直すほか、所要の改正を行うもの。」と記載しております。

詳しく説明をさせていただきますと、令和4年度に奨学資金制度の見直しを行い、新たに文化・スポーツの奨学資金枠を設けましたが、スポーツ枠は応募があるものの文化枠の応募が振るわなかったことから、今回この要件を見直すこととしております。

本日、別紙でお配りしております大野城市奨学資金条例施行規則の抜粋も併せてご覧いただきたいと思います。

抜粋にあります、第2条は、奨学生の資格を定義しているものです。その中の、第2条の第3項に「文化、スポーツの分野における成績が優秀な者」とは、評定平均値が3.0以上であって、かつ、別表に掲げる要件を満たす者をいう。」と定義しておりますが、今回、この別表に記載している要件について改正を行うものです。

では、議案に戻っていただきまして、2ページをご覧ください。

下に表が付いておりますが、左が改正前、右が改正後となります。改正後の「高等学校に在学するもの」の欄をご覧いただきたいと思います。今回、見直しを行うにあたりまして、中学校や高等学校の吹奏楽や美術の顧問の教師に聞き取りを行ったところ、全国中学校文化連盟が主催する大会等は実際には少なく、多くの生徒は福岡県文化連盟などが主催する大会によく参加しているということが判明いたしました。

また、3ページに移っていただきまして、左側を見ていただくと、スポーツの分野の要件の(3)と(4)に「国、県又はこれらに準ずる機関、財団法人、社会法人等が主催し、又は共催する大会」とありますが、実際は文化部もスポーツ部と同じように、このような大会に参加しているということが判明したため、スポーツ枠と同様の文言をつけ加えさせていただいております。「高等学校に在学する者」について説明をいたしましたが、その下側に「大学に在学する者」という欄もありますので、こちらとも同じ内容で改正を行わせていただきたいと考えています。

さらに、3ページの下段、スポーツの分野の要件について、(3)と(4)の太字で下線を引いている文言、「又は」「機関」「社会法人」については、市の総務管理課の法制担当と協議したところ、「若しくは」「機関又は」「社団法人」という表現が正しいという指摘を受けましたので、併せて今回改正するものでございます。

さらに、4ページの様式第1号、第3号、第6号についても、押印廃止の関係から、「印」の印しを併せて削除するものでございます。このような改正を行わせていただきたいと思います。

説明は以上でございます。

#### ○伊藤教育長

それでは、ただいま説明がありました点について、何かご質問がございますか。

どうぞ、高野委員。

○高野委員

それぞれの条件の緩和が記載されていて非常にいいと思いますが、例えばこれらに準ずる団体とか（２）の財団法人、社団法人等が逆に曖昧になっていて、これを運用していくときに誰がどういう基準で判断するか、どこまで認めるのかというところが明確でないと、申請する方も、申請したけどいやこれは違いますというようなことになってしまうのではないかとということと、それぞれ取り扱う担当が変わると今まで認めていなかったものが認められたり、認めていたのが認められなくなったりといったことが起こるのではないかと、その辺の運用についてはしっかり明確な基準を内部できちんと作っておいたほうがよろしいのではないかと思います。

例えば、どういった団体をここは想定されているのか、ちょっと教えていただけるといいかと思います。

○伊藤教育長

光野教育政策課長。

○光野教育政策課長

ご指摘ありがとうございます。

まず、２ページの改正後の（１）と（２）についてですが、（１）につきましては美術系の部活を想定させていただいており、例えば、美術部や書道部などです。（２）については、吹奏楽部などの部活動を想定させていただいております。これは先ほど冒頭で言いました、実際に中学校にお伺いして顧問の先生に話を聞いていくと、改正前の施行規則では、例えば全国中学校文化連盟が主催する大会というのは発表会的なものが主であって、実際は県の中学校文化連盟のほうが賞や順序を決める大会であり、そちらに参加しているということでございました。具体的に、美術で言うと福岡県中学校美術教育研究会というように実際に大会をやっている主催の名称を聞いて、教育政策課で一覧にさせていただいているところでございます。

実際にこういう文言は分かりづらいところもあるかもしれませんが、学校の先生に話を伺い、それから法制担当課と協議をしまして、この大会だったらこの文言に該当するところを確認しながら、今回改正をさせていただいておりますので、高野委員がおっしゃったように、基本的には教育政策課で基準を明確にしたうえで、それを学校のほうに下ろすときに詳しく説明しながら運用させていただきたいと思います。

○伊藤教育長

よろしいでしょうか。

○高野委員

結構です。

○伊藤教育長

それぞれ過去の大会があると思いますので、その実績を踏まえた上で、基準を明確にして対応していただきたいと思います。

そのほか何かありますでしょうか。よろしいですか。

それでは、これより採決に入ります。

第20号議案について承認することに異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしですので、第20号議案について承認すべきものと決めます。

〔第21号議案 大野城市いじめ問題対策連絡会議委員の委嘱について〕

続けて、第21号議案、大野城市いじめ問題対策連絡会議委員の委嘱について、山崎教育支援課長、説明をお願いいたします。

○山崎教育支援課長

5ページをお開き下さい。

第21号議案、大野城市いじめ問題対策連絡会議委員の委嘱について説明いたします。

大野城市いじめ問題対策連絡会議につきましては、大野城市いじめ防止条例第14条第1項の規定に基づき、教育委員会が委員を委嘱することとされておりますので、今回承認を求めるものでございます。

委嘱期間は令和6年6月26日から令和7年3月31日までとしております。

説明は以上でございます。

○伊藤教育長

それでは、ただいまの説明について何か質問はございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、これより採決に入ります。

第21号議案について、承認することに異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしですので、第21号議案について承認すべきものと決めます。

〔第22号議案 大野城市社会教育委員の委嘱について〕

続いて、第22号議案、大野城市社会教育委員の委嘱について、松岡教育振興課長、説明をお願いいたします。

○松岡教育振興課長

資料の7ページをお願いいたします。

それでは、第22号議案、大野城市社会教育委員の委嘱についてご説明いたします。

社会教育委員につきましても、大野城市社会教育委員設置条例第4条において、教育委員会が委嘱することとされております。

8ページをご覧ください。

今回、委員1名から役職の退任に伴う委員辞職の申出があったことから、その後任といたしまして、本年6月から総合体育館館長に就任された原正彦様を選任することの承認を求めるものです。

なお、後任委員の任期につきましても、大野城市社会教育委員設置条例第5条第1項の規定に基づき、前任者の残任期間である令和7年6月30日までとするものです。

説明は以上となります。

○伊藤教育長

それでは、ただいまの説明について何かご質問はございませんか。

それでは、これより採決に入ります。

第22号議案について、承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしですので、第22号議案について承認すべきものと決めます。  
それでは、議事は以上でございます。

〔教育長報告〕

○伊藤教育長

次第の4、教育長報告。

今回は、教育長報告の事項はございません。

〔報告〕

○伊藤教育長

続いて、次第の5、報告。

これについても、今回は報告すべき事項はございません。

〔その他〕

(1) 教育長業務報告（5月～6月）

(2) 教育委員会の主な行事・業務の予定（7月）

○伊藤教育長

では、これをもちまして6月の定例教育委員会を閉会いたします。

午前11時25分 閉会